建設工事等監督技術基準

（目的）

第１　この技術基準は、建設工事等監督要領第９に基づき、奈良県広域水道企業団が所掌する土木工事等の請負契約に係る監督の技術的基準を定め、もって監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２　この技術基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　土木工事等

　土木工事等とは、奈良県広域水道企業団の発注する建設工事等及び契約書に基づき監督職員を配置する委託業務（別に監督要領の定めがある測量業務、地質・土質調査業務及び土木設計業務等を除く）とする。

（２）　監督

　監督とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

（３）　監督職員

　監督職員とは、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。

（４）　監督職員等

　監督職員等とは、監督職員及び現場技術員を総称していう。

（５）　監督の方法

　監督の方法とは、監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、把握、立会）を総称していう。

（６）　指示

　指示とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

（７）　承諾

　承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

（８）　協議

　協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

（９）　通知

　通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

（10）受理

　受理とは、契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。

（11）確認

　確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。

（12）把握

　把握とは、監督職員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

（13）立会

　立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。

（監督の実施）

第３　監督職員等は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとす

る。

附則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。